

日本国内において自転車搭乗中のケガを補償する保険です /

レンタサイクル傷害保険 のご案内

※ レンタサイクル傷害保険は、「交通乗用具搭乗中の傷害危険補償契約」のペットネームです
※ 自転車自体の損害や、第三者への損害賠償責任は対象外です

想定される主な事故例

case1



自転車搭乗中、
車にはねられケガをした

case2



自転車搭乗中、
周囲の景色に目を奪われ
電柱に衝突して
入院、手術した

case3



自転車を降りたときに、
バランスを崩して
足を捻挫、通院した

契約条件・保険料例

契約条件

- ✓ 日本国内において特定された交通乗用具に搭乗中に被る傷害
- ✓ 車両番号等で対象の交通乗用具を特定できること

保険期間

1年以内

※ 保険期間を1年未満とする場合、月割となります。ただし、最低保険料は、一契約につき1,000円となります。

保険料例

	保険金額			年間保険料
	死亡・後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額	
1名乗り自転車	1,000万円	5,000円	3,000円	2,061円/年
数人乗り自転車※1	1,000万円※2	5,000円※3	3,000円※4	4,675円/年※5

さらに！台数により団体割引を適用できます！

交通乗用具数	20台以上	500台以上	1,000台以上	3,000台以上
1保険契約の最低保険料	9,500円	225,000円	425,000円	1,200,000円
割引率	5%	10%	15%	20%

※1 数人乗り自転車とは、複数の座席(幼児用座席を除く)を備えている自転車をいいます。※2~4 定員1名あたりの保険金額です。※5 定員1名あたりの保険料です。

お問合せ先

代理店・扱者

JTB旅連事業株式会社

〒113-0034 東京都文京区湯島3-37-4
TEL:0120-371-177 FAX:03-3834-7045
e-mail:hoken@jtb.gr.jp

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
企業営業第三部 航空旅行課

補償内容について

基本となる補償は、次のとおり構成されています。

また、保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none">脳疾患、病気または心神喪失によるケガ妊娠、出産、早産または流産によるケガ自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転中のケガ乗用具を用いて競技等をしている間のケガピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハンングライダー搭乗等の危険な運動中のケガ地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約をセットする場合は保険金をお支払いします。)むちうち症・腰痛等で医学的他覚初見のないもの(注)入浴中の溺水(当社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)原因がいかなるときでも、誤嚥^{えん}によって生じた肺炎 など
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、1事故につき、180日を限度とします。また、事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間(180日)が満了した日の翌日以降の入院に対しては保険金をお支払いしません。	
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の手術を受けた場合に、1回の手術について次の額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術 入院保険金日額×5	
通院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の通院(往診、訪問診療およびオンライン診療を含みます。)をした場合に、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、1事故につき、90日を限度とします。また、事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間(180日)が満了した翌日以降の通院に対しては保険金をお支払いしません。	

※既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

お見積り
はこちら

まずは下記にてお見積り依頼ください
お見積りおよび申込書類をご案内します

ご契約までの流れ



STEP
1

対象となる自転車および保険期間についてご確認ください

1人乗り自転車			台
数人乗り自転車	定員数	人乗り	台
保険期間	1年	1年未満	(ヶ月)

※電動自転車も含まれます。

STEP
2

電話またはメールにてご連絡ください

電話 0120-371-177 (JTB旅連事業保険相談室)

メール hoken@jtb.gr.jp

STEP1を記載の上、本チラシを写メまたはPDF化して、上記までお送りください